

令和2年11月13日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案  
(令和2年11月13日 諮問第35号)

[実験試験局に係る免許手続の見直し]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(伊藤周波数調整官、田野係長)

電話：03-5253-5875

## 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (実験試験局に係る免許手続の見直し)

### 1 諮問の概要

「Beyond 5G 推進戦略懇談会 提言」(令和 2 年 6 月)において、Beyond 5G に向けた技術開発を促進するため、一定の条件を満たして行う実験等について、実験等無線局免許の取得・変更手続を大幅に緩和することとされた。

本件は、当該提言を受けて、関係事業者や業界団体等のニーズを踏まえ、実験等無線局の開設が柔軟に行えるよう実験試験局に係る免許手続を見直すこととし、電波法施行規則等の一部を改正するものである。

### 2 改正概要

- (1) 適合表示無線設備を用いた実験試験局において簡易な免許手続を適用するとともに、その場合における無線設備の技術基準について、適合表示無線設備の技術基準を適用することとし、電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)、無線局免許手続規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号)及び無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)の改正を行う。
- (2) 実験試験局の技術基準のうち、空中線電力の許容偏差の下限値を撤廃することとし、無線設備規則の改正を行う。

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

### 4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 2 年 9 月 15 日(火)から同年 10 月 16 日(金)までの期間において実施済みであり、11 件(うち 6 件は連名)の意見が提出された。

# 実験試験局に係る免許手続の見直しについて

- Beyond 5G推進戦略懇談会の提言(令和2年6月)を受けて、実験等無線局の免許制度の見直しの検討を実施。
- 関係事業者や業界団体等とのヒアリングを通じて、実験試験局の免許制度に係る具体的な見直し要望について検討した結果、適当と認められるものについて、今般、制度改正を行うもの。

## ○Beyond 5G 推進戦略懇談会の提言（電波の開放）

Beyond 5Gにおいては、テラヘルツ波（概ね100GHz以上の周波数帯域）といった、現在5Gに割り当てられている周波数帯域よりも更に高い周波数帯域の活用が見込まれている。このため、当該帯域を利用する技術の開発を強力に推進する必要がある。他方、これらの高周波数帯域の電波は現在利用が進んでおらず、また、低周波数帯域の電波と比較して直進性が強く、距離による減衰も大きいことから、他の無線局に重大な悪影響を与える可能性が比較的小さいと考えられる。これらの点を踏まえ、当該帯域については、Beyond 5G等の実運用が開始されるまでの一定期間、簡素な手続により原則として自由に使用できる仕組みを整備する。【2022年中を目途に制度整備】

米国連邦通信委員会（FCC）は、2019年3月、95GHz～3THzを最大10年間利用できる新たな実験局免許（一部の帯域は免許不要で利用可能）を創設している。

また、Beyond 5Gに向けた技術開発を促進するためには、高周波数帯域以外の帯域においても、他の無線局への著しい妨害等が発生しない範囲で、免許人が研究開発や実験用の無線局を柔軟に開設・変更できるようにする必要がある。このため、実験の規模、無線局の出力、無線設備の設置場所、使用する周波数帯域、管理体制等に関して一定の条件を満たして行う実験等について、実験等無線局免許の取得・変更手続を大幅に緩和する。【速やかに見直し、可能なものから順次措置】

# 実験試験局に係る免許手続の見直しに関する改正概要

## ① 適合表示無線設備を用いた実験試験局における簡易な免許手続の適用

電波法施行規則(第4条の4、第33条【※】)

無線局免許手続規則(第15条の4【※】、別表第二号の二第2)

無線設備規則(第14条、別表第一号、別表第三号)【※】

## ② 実験試験局の技術基準の見直し(空中線電力の許容偏差の下限値の撤廃)

無線設備規則(第14条)【※】

※ 必要的諮問事項を示す。

### 【参考：その他見直し項目（告示関係）】

#### ➤ 実験試験局における登録点検の測定項目や測定方法の緩和(総合試験の省略等)

平成23年総務省告示第278号及び第279号

#### ➤ 特定実験試験局の周波数の拡大

令和2年総務省告示第180号

適合表示無線設備を使用する無線局の免許申請については、簡易な免許手続（予備免許及び検査の省略）の適用が可能とされているが、実験試験局の免許申請については、その目的等を踏まえて技術基準への適合性等を個別に確認するため、適合表示無線設備を使用する場合であっても、予備免許を与え、無線局の検査を実施してきたところである。

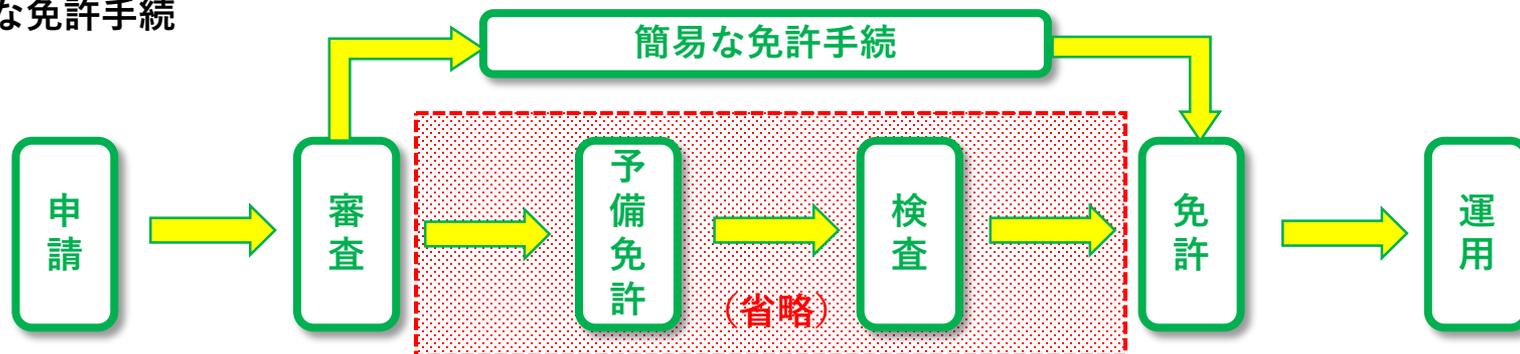
今般、適合表示無線設備を使用する実験試験局を開設するニーズの増大等を踏まえ、この場合においても、簡易な免許手続の適用を可能とするため、技術基準等必要な規定の整備を行うものである。

## 【具体的な改正内容】

- 簡易な免許手続の適用を可能とするため、適合表示無線設備を使用する実験試験局に係る無線設備の技術基準について、当該適合表示無線設備の技術基準を適用する旨を規定することとし、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する。
- ただし、この場合、宇宙無線通信を行うものにあつては、利用環境が異なることや国際的な影響等を踏まえ、検査において実際の通信状況等を確認する必要があることから、簡易な免許手続の適用対象から除外する旨を明示することとし、無線局免許手続規則の一部を改正する。

なお、適合表示無線設備を使用する実験試験局の簡易な免許手続の適用は、当該適合表示無線設備の技術基準を踏まえ、周波数の割当て可能性や他の無線局への影響なども審査した結果、適当と認められる場合に限られる。

## ■ 簡易な免許手続



## ② 実験試験局の技術基準の見直し（空中線電力の許容偏差の下限値の撤廃）

実験機材の試作完成前に免許申請を行う場合、実際の試作機の空中線電力の出力値と申請時の値に差が生じるところ、特に空中線電力の下限値を下回る場合には、再度、免許申請等が行うこととなり、実験開始までに時間を要するなど、課題がある。

これまで、空中線電力の許容偏差は、より安定した通信を確保するため、規律してきたところであるが、実験試験局の目的が電波伝搬等の試験目的であることを踏まえ、実験試験局は、実用局に比べてより安定した通信の確実性が求められるものではないこと、また、空中線電力の許容偏差の上限値の規律により、他の無線局の運用への影響は監理できるものであることから、より一層の無線局免許手続の簡素化を図るため、実験試験局の空中線電力の下限値を撤廃することとし、規定の見直しを行う。

### ○ 実験試験局における空中線電力の許容偏差

区 分	改正前		改正後（※）	
	上限	下限	上限	下限
470MHz以下の周波数の電波を使用する送信設備	20%	50%	20%	（規定しない）
470MHzを超える周波数の電波を使用する送信設備	50%	50%	50%	（規定しない）

※ 適合表示無線設備を使用する実験試験局の技術基準については、当該適合表示無線設備に係る無線局の技術基準を適用することとする。

## ➤ 実験試験局における登録点検の測定項目や測定方法の緩和（総合試験の省略等）

### ① 総合試験の省略

実験試験局においては、電波伝搬等の試験を目的として、無線局を開設されるものであり、より確実な通信の必要性が求められるものではないこと、また、他の無線局の運用に混信などの妨害を与えないことを前提にその使用条件が設けられているものであることから、登録点検における測定項目のうち、総合試験を省略できるよう規定の見直しを行うこととする。ただし、宇宙無線通信を行うものは、国際的な影響への懸念等もあることから、引き続き、総合試験を行うこととする。

### ② 周波数の許容偏差の測定方法の追加

無線設備の電気的特性の測定のうち、周波数の許容偏差の測定方法として、無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数の測定が困難な場合については、無線設備の運用状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する方法を可能とする。

## ➤ 特定実験試験局の周波数の拡大

Beyond 5Gの技術開発の推進を図るため、ミリ波帯以上の周波数帯において、実験試験用の周波数を確保し、150GHz帯(12GHz幅)及び300GHz帯(25GHz幅)の周波数帯に特定実験試験局の周波数として追加拡大を行う。

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

○電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集－実験試験局に係る免許手続の見直し－

【意見募集期間：令和2年9月15日～同年10月16日、意見提出：11件（法人9件、個人2件） ※意見として取り扱わなかったもの：1件】

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	<p>明らかな誤字 電波法施行規則第四条の四 4項 (中略)若しくは技術基準適合事故確認 「事故」とは何でしょうか？「自己」の誤りではないでしょうか。</p>	<p>誤字のため、ご指摘のとおり修正 いたします。</p>	有
		<p>・「適合表示無線設備」を用いた実験試験局の簡易な免許手続について そもそも「適合表示無線設備」(特定無線設備)で「実験試験局」を対象とした 認証を取得することは、現状不可能ではないでしょうか？</p> <p>テレコムエンジニアリングセンター「特定無線設備の技術基準」 <a href="https://www.telec.or.jp/services/tech/criterion.html">https://www.telec.or.jp/services/tech/criterion.html</a></p> <p>例えば、このうち「F3E等(第2条第1項第1号の11)(陸上移動業務用)」で取得 された特定無線設備は、周波数、占有周波数幅、空中線電力が範囲内で取得され ていたとしても、通常、基地局(FB)または陸上移動局(ML)でしか用いること が出来ず、実験試験局(EX)とする場合は、通常の開設(または変更)手続同様、 (点検)、検査を経なければ、使用出来ないと考えます。</p> <p>「証明または認証を受けた局種を問わず全ての適合表示無線設備(特定無線設 備)を対象とする」という文言が一切記述されておらず「対象とする」のであれ ば、補足すべきと考えます。</p>	<p>今回の改正は、「適合表示無線設 備」の範囲を実験試験局に広げるも のではなく、「適合表示無線設備」 を用いて実験試験局を開設しようと する場合に、簡易な手続により免許 できることとするものです。</p>	無
2	株式会社NTTドコモ	<p>意見募集の対象である省令案等は、実験試験局に関する免許手続の簡素化、</p>	<p>賛成意見として承ります</p>	無

		<p>また特定実験試験局の対象周波数等の拡大を含んでおり、Beyond 5Gに向けた研究開発を加速する観点からも、非常に意義深い内容となっていることから、賛同致します。</p> <p>本件に係る制度整備が速やかに進められることを希望致します。</p>		
3	<p>阪神電気鉄道株式会社 (以下、連名) 阪神ケーブルエンジニアリング株式会社 株式会社ベイ・コミュニケーションズ 姫路ケーブルテレビ株式会社 BAN-BAN ネットワークス株式会社 アイテック 阪急阪神株式会社</p>	<p>実験試験局の免許取得に係る手続の簡素化等を図るための、電波法施行規則等の一部を改正する省令案、告示案および訓令案について、当社として賛同します。</p> <p>当社グループでは、ローカル5G実証実験設備を構築し、今年7月より実証実験を始めています。この実証設備に供する実験試験局の免許取得において、今回の改正により、適合表示無線設備を用いて開設する実験試験局については予備免許及び検査の省略が適用されることから、新たな実験試験局の追加手続き等で大幅な時間短縮や費用削減が期待できます。また、実験試験局の手続きで点検が必要な場合においても、今回の改正で総合試験が省略できることから、迅速な免許取得が期待できます。</p> <p>当社では、グループとして進めている地域BWA事業に加えて、ローカル5Gにおいても将来の商用化を目指していますが、実験試験局を用いた実証実験を通して、その実現に必要な検証や各種データの取得を進めると共に、産業利用に留まらない新たなユースケースを実証していくことで、ローカル5Gの普及や今後のローカル5G制度におけるより良い発展にも、引き続き貢献していきたいと考えています。</p>	賛成意見として承ります。	無
4	KDDI株式会社	<p>Society5.0の実現に向けた通信基盤の確立においては、様々な最先端技術の実用化及び社会実装が必要となります。今回の省令等改正案は、無線技術の評価、検証を柔軟に実施することを可能とし、研究開発の促進に資するものであると考えるため、賛同いたします。</p> <p>なお、関係省令等について、速やかに施行されることを希望いたします。</p>	賛成意見として承ります	無
5	ソフトバンク株式会社	<p>本省令案等の改正は、免許人が実験試験局を開設するにあたって、免許取得に係る手続き期間の短縮に寄与するものであり、加えて、高い周波数帯域の活用や柔軟に開設・変更の手続きが可能となることから、従来よりも研究開発の分野が拡大し、実証実験が迅速化されるため、大変有効であると考えます。</p> <p>Beyond 5Gの実現に向けた技術開発の促進に資することにつながるため、本省令案等の改正に賛同します。速やかに施行していただくことを希望します。</p>	賛成意見として承ります。	無
		<p>また、本省令案の改正に留まらず、運用面等において、実験試験局の免許取得に係る手続きの簡素化が図られるものは、実験試験局の免許人や開設希望者</p>	今後の政策の意見として承ります。	無

		の要望を踏まえ、必要に応じて、更なる見直しの検討を進めていただくことが必要と考えます。		
6	個人	<p>特定実験試験局に使用可能な周波数等（信越総合通信局管内分）の連絡を受け、以下のスペックでテラヘルツの信号伝送のための準備を進めています。</p> <p>中心周波数：272.5 GHz  帯域幅：5 GHz  送信電力：1mW  アンテナ利得：30dBi  EIRP：1W  到達距離：1m～10mを想定</p>	270-275GHz帯においては、これまで周波数の利用がなかったことから300GHz帯の追加に併せて削除することとしておりましたが、特定実験試験局の開設予定があることを踏まえ、引き続き使用可能となるよう案の修正を行います。	有

令和 2 年 1 1 月 1 3 日

電波法施行規則の一部を改正する省令案  
(令和 2 年 1 1 月 1 3 日 諮問第 3 6 号)

[適正な運用の確保が必要な無線局]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室

(川崎課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5912

# 電波法施行規則の一部を改正する省令案

## (適正な運用の確保が必要な無線局)

### 1 諮問の概要

近年のインターネットショッピングの発展等により、技術基準に適合しない無線設備の流通が拡大し、適正に運用されている無線局等の通信に重大な悪影響が及ぶおそれが高まっており、電波有効利用成長戦略懇談会令和元年度フォローアップ会合においては、電波法第 102 条の 11 (基準不適合設備に関する勧告等) の改正等に係る提言が行われた。

このような背景を踏まえ、技術基準に適合しない無線設備の流通抑止の実効性を高めるため、令和 2 年度の電波法改正により、無線設備の製造・輸入・販売業者に対する勧告・命令の発動要件が緩和された。

改正後の電波法第 102 条の 11 第 4 項においては、命令の発動要件として、技術基準不適合設備を使用する無線局が重大な悪影響を与えるおそれがある無線局が「適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるもの」であるときと規定されていることから、今般その施行に合わせ電波法施行規則の一部を改正するものである。

### 2 改正概要

○電波法施行規則

- ・法第 102 条の 11 第 4 項の改正に伴い、適正な運用が必要な無線局について規定を追加【電波法施行規則第 51 条の 2】

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定 (改正電波法施行日の施行を予定)。

### 4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 2 年 9 月 24 日 (木) から同年 10 月 26 日 (月) までの期間において実施済みであり、意見の提出は 12 件あった。(省令案と無関係と判断されるものが 1 件あった。)

## ■ 検討背景

- 近年のインターネットショッピングの発展等により、技術基準に適合しない無線設備（以下「技術基準不適合設備」という）の流通が拡大し、適正に運用されている無線局等の通信に重大な悪影響が及ぶおそれ\*が高まっている。  
※重大な悪影響を及ぼすおそれがある技術基準不適合設備の例：5.8GHz帯のWi-Fiを使用する機器、外国規格のトランシーバ、ワイヤレスカメラ等。
- 電波法第102条の11では、技術基準不適合設備の製造・輸入・販売業者に対し、それが他の無線局に重大な悪影響を与える事態を回避するための措置に係る勧告・公表・命令について定められているが、令和2年度電波法改正において、技術基準不適合設備の流通抑止の実効性を高めるため、勧告・命令の発動要件が緩和されたところ。
- 同条における命令の発動要件としては、技術基準不適合設備により重大な悪影響を与えられるおそれがある無線局が、「適正な運用の確保が必要な無線局」であるときと規定されており、その具体的な対象となる無線局については省令で定めることとされている。

### 【令和2年度電波法改正の概要】

#### 改正前

##### 【第102条の11第4項】

命令の発動要件：

勧告・公表の結果、当該無線設備の製造・輸入・販売業者がその勧告に係る措置を講じなかった場合において、**混信等が与えられた無線局が重要無線通信を行う無線局であるとき**

(参考)

##### 【第102条の11第2項】

勧告の発動要件：

当該無線設備が電波法第3章に定める技術基準に適合しておらず、**他の無線局に混信その他の妨害を与えた場合**であって、広く販売された場合他の無線局に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるとき



#### 改正後

##### 【第102条の11第4項】

命令の発動要件：

勧告・公表の結果、当該無線設備の製造・輸入・販売業者がその勧告に係る措置を講じなかった場合において、**重大な悪影響が与えられるおそれのある無線局が、重要無線通信を行う無線局その他の適正な運用の確保が必要な無線局(総務省令で規定)であるとき**

(参考)

##### 【第102条の11第2項】

勧告の発動要件：

当該無線設備が電波法第3章に定める技術基準に適合しておらず、**他の無線局に混信その他の妨害を与えた場合、又は与えるおそれがある場合**であって、広く販売された場合他の無線局に重大な悪影響を及ぼすもの

## ■ 改正の概要

- 電波法第102条の11第4項の改正に伴い、以下の無線局について「適正な運用の確保が必要な無線局」として位置づけるため、電波法施行規則の一部を改正する。
  - 重要無線通信（法第102条の2において890MHz以上・固定地点間に限定）を行う無線局及び当該限定以外の同様の用途である無線局（下記①～⑥。携帯電話、テレビ放送、警察無線、防災行政無線、航空無線等。）
  - 公共の利益のための業務に用いられるその他の無線局（下記⑦。ガス事業無線、上下水道事業無線、ETC等。）

## ■ 改正点

- 適正な運用の確保が必要な無線局については、次のものとする規定を追加。【電波法施行規則第51条の2】
  - ① 電気通信業務の用に供する無線局
  - ② 放送の業務の用に供する無線局
  - ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局
  - ④ 気象業務の用に供する無線局
  - ⑤ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
  - ⑥ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
  - ⑦ ①から⑥のほか、公共の利益のための業務の用に供する無線局

「電波法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集で提出された意見及びそれらの意見に対する総務省の考え方

(令和2年9月24日～同年10月26日 意見募集)

提出件数 12 件 (個人 12 件)

No.	提出された意見	意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>下記の無線局を追加する事で賛成します。                      重要な無線局には、更に下記の無線局があると考えます。                      1. 航空事業に係る航空機の運航の業務に供する無線局                      2. 航空交通及び船舶交通の管制の業務に供する無線局                      3. 地方自治体が設置する防災行政無線に供する無線局</p> <p>理由                      1. は、案6号に鉄道事業がある為、航空事業もあるべきと考えます。                      2. は、管制業務に支障が出ると航空機及び船舶の多くが危険な状態になると考えるからです。                      3. は、災害時により多くの住民・通行人を救う為です。</p> <p style="text-align: right;">個人①</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。                      ご指摘の1～3の無線局は、人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局又は公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されていると認識しております。当該無線局はそれぞれ改正案第3号又は第7号に掲げる無線局に包含されているため、原案のままとさせていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
2	<p>原案に賛同する。                      但し                      七 鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局                      八 原案の七                      とすることを提案する。</p> <p>理由は、原案の第七号は「鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局」は抱合すると思慮するが、「鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局」(タクシー事業者、バス事業者、大手道路貨物運送事業で専用の周波数を割り当てられている事業者用の無線局)は、販売、流通に関わるも者はもとより、購入しようとする者に対して明示した方が良いと思慮する。背景としては、</p> <p>(1) ネット通販業者やネットオークションで販売されている無線機器の中には、外国規格のものが多数あり、中には400～470MHzの広帯域で送受信が可能なものがある。                      (2) この機器を使用すると、450MHz付近を使用するタクシー無線や460MHz台を使用する簡易無線局にとっては不法局となる。                      (3) 「技術基準適合証明を取得済」として、「携帯局用」「陸上移動局用」として実際に技術基準適合証明を取得しているが、携帯局や陸上移動局の免許取得に関する説明を十分に行っていない業者が実在する。                      (4) 同様に137～160MHz帯の広帯域で送信が可能なものも流通しており、150MHz帯の簡易無線はもとより、同周波数帯を使用する各種事業者の無線局にとっては不法局となる。                      よって、改正案の背景の「公共性が高い無線局」という観点では、「鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局」は明記したほうが良いと思慮します。</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。                      ご指摘の「鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局」の中には、公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されているものがあると認識しております。当該無線局は第7号に掲げる無線局に包含されます。無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者が電波法(昭和25年法律第131号)第102条の11第2項の勧告に従わなかった旨を公表された後、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合、同条第4項に基づき行いう命令については、その悪影響を与えるおそれがあると認められる無線局として、社会におけるその影響の大きさや重要性を勘案して規定することが適切であり、原案のままとさせていただきます。                      その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

	<p>附帯意見として、当該機器の販売規制にあたっては、それらの機器を使用して、日本のアマチュア局の仕様にあうように改造し、再改造が不可である措置をとり、TSS 株式会社または JARD（日本アマチュア無線振興協会）の保証を受けて使用するアマチュア局の利便性は損なってはならないことと、販売業者に対して販売禁止命令を出すことは、経産省ではなく総務省が単独で行うことが可能になるよう、各種法令（告示含む）の改正が急務である。</p> <p style="text-align: right;">個人②</p>		
3	<p>アマチュア無線局の無線設備においては、免許告知が行われているものの、違法無線局の検挙件数は現在改善されていない。しかるに、アマチュア無線局の無線設備が不法無線局として利用されるケースが後を絶たないことから、当該無線局を適正な運用の確保が必要な無線局として指定し、厳密に販売せられるべきである。</p> <p style="text-align: right;">個人③</p>	<p>不法に開設及び運用されるアマチュア局については、指定無線設備に係る小売業者による告知の推進、規正局による適切な運用の注意喚起、当該アマチュア局に対する取締り等の対策を実施しているところ です。 なお、アマチュア局は、その定義から適正な運用の確保が必要な無線局の対象とはならないと考えております。 その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>1. 改正案中一号として、「電波監理行政の用に供する無線局」を追加するのが適当と考えます。改正案の趣旨として、重要無線通信への妨害抑止が考えられますが、肝要の電波監理を担う地方総合通信局に配備されている無線局に対する保護措置が無いのは片手落ちかと思料します。 2. 改正案中第7号について、解釈次第で拡大解釈出来るのではないかと懸念します。例えば、第2号の「放送の業務の用に供する無線局」は放送の送信、中継に留まらず、取材用無線局も対象に含まれると解釈出来ます。そうであれば新聞社に免許された無線局も報道が憲法第21条及びこれに基づく諸判例から基本的人権として保障及び尊重されていることから第2号を準用される余地があります。また、第1号の電気通信事業、第5号の電気事業が保護されるのであれば、ガスや水道の供給事業の用に供する無線局も保護されるべきでしょう。第6号の鉄道事業についても一般乗合旅客自動車運送事業が排除される理由が思い至りません。電波法第103条の第2第14項のように個別具体的により細分化した方がよりわかりやすいかと考えます。むしろ第7号で曖昧化することで適用範囲を拡大出来る余地を残す意図があるならそれはそれで賛成しますので、明言願います。</p> <p style="text-align: right;">個人④</p>	<p>ご指摘の「電波監理行政の用に供する無線局」、「ガスや水道の供給事業の用に供する無線局」等は、公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されていると認識しております。当該無線局は第7号に掲げる無線局に包含されているため、原案のままとさせていただきます。 その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>【原案賛成の立場で補強意見を提出する】 日本国内で使用する無線設備等は監督官庁である「総務大臣の下、総務省令に基づく技術適合基準を満たしている無線設備」であり、この基準等を逸脱している無線設備については、「総務大臣（総務省）の権限」で厳格に使用・販売・転売等については、罰則規定を含め規制対応すべきである。 輸入無線設備及び日本国内に持ちこまれる無線設備等においても日本仕様に適合した無線設備以外は他の省庁、国際機関（オリンピック・パラリンピック含む）、国際調達物品であっても規制の対象とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">個人⑤</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。 その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
6	<p>本案については概ね賛成です。 しかし、罰則は無ければ現状の電波法同様に違法局は増える一方と思われます。 違法な機器を使用した者を厳しく罰するのは当然であり、さらに販売業者や個人（転売含む）に関しても罰則を明確に設けるべきと思います。</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。 その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

<p>7</p>	<p style="text-align: right;">個人⑥</p> <p>本年4月24日に改正・公布された電波法の、第二条の十一第四項には、「(略)・・・その運用に重大な悪影響を与えられるおそれがあると認められる無線局が重要無線通信を行う無線局その他のその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものであるときは、・・・(略)・・・命ずることができる。」と記述されています。</p> <p>ここで、「重要無線通信」は法第二条の二第一項で定義された語であり、上記から読み取れる、重要無線通信を行う無線局に悪影響の可能性があるときは命令を発動できる、という規定は、上記の条文の中で完結していると考えられます。したがって、総務省令で定めるべき無線局は、「重要無線通信を行う無線局」以外の「その他のその適正な運用の確保が必要な無線局」であると思います。</p> <p>しかしながら、今回の電波法施行規則改正案では、第五十一条の二の第一号から第六号が「重要無線通信を行う無線局」を含んでおり、電波法と重複した規定がなされていると思われる。すなわち、同各号の無線局は、業務の条件は重要無線通信を行う無線局に準ずるが、それ以外の条件が付されないもので、それにより対象無線局の範囲が広がっていることは適切だと思います。しかし、その一方で、それ以外の条件が付されないがゆえに「八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信」(法第二条の二第一項)という条件を満たす「重要無線通信」を行う無線局をも、包含していると考えられます。</p> <p>このままでは、重要無線通信を行う無線局に関係する事情により、命令を発動する場合、その根拠条文が、法第二条の十一第四項の本体なのか、それが参照する電波法施行規則第五十一条の二なのか、特定できません。</p> <p>この重複規定を避けるため、電波法施行規則改正案の第五十一条の二において、「法第二条の十一第四項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。」のあとに、「(重要無線通信を行う無線局を除く)」という文言を加えることを提案いたします。</p> <p>以上</p> <p style="text-align: right;">個人⑦</p>	<p>今回の省令改正では、電波法第102条の11第4項に基づいて制定するものです。</p> <p>「重要無線通信を行う無線局その他のその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるもの」中の「重要無線通信を行う無線局」は適正な運用の確保が必要な無線局の例示であり、重要無線通信を行う無線局を含め適正な運用の確保が必要な無線局を総務省令で定める必要があります。</p>	<p>無</p>
<p>8</p>	<p>今回新設を提案されている 第二節の二 適正な運用の確保が必要な無線局 第五十一条の二 法第二条の十一第四項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 に、以下の無線を加えることを意見します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空無線</li> <li>2. 海洋無線</li> </ol> <p>また、同じく同項の「七 第一号から前号までに掲げるもののほか、公共の利益のための業務の用に供する無線局であつて、混信その他の妨害を与えられることにより当該業務の遂行に支障を生ずるおそれがあるもの」にあつては、これを削除されることを意見します。</p> <p>この表記にあつては、すべての無線が後付けでいくらかでも「公共の利益」と指定される可能性があり、一から六までのように具体的に取り上げている意味がなくなること。また、現時点で免許なく誰でも使用できる無線が、「公共の利益」のために急に制限を設けられ、使用できなくされる可能性がある。</p> <p>必要であれば、それらの無線も具体的名称で第五十一条の二項内に記載するように、必要に応じて改めて改正していくことを意見します。</p> <p style="text-align: right;">個人⑧</p>	<p>ご指摘の航空無線や海洋無線に用いられる無線局の中には、人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局若しくは公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されているものがあると認識しております。当該無線局はそれぞれ改正案第3号又は第7号に掲げる無線局に包含されています。無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者が電波法第102条の11第2項の勧告に従わなかった旨を公表された後、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合、同条第4項に基づき行う命令については、その悪影響を与えるおそれがあると認められる無線局として、社会におけるその影響の大きさや重要性を勘案して規定することが適切であり、原案のままとさせていただきます。</p> <p>また、本改正は、基準不適合設備を対象とするものであり、技術基準に適合する無線局について、制限を設け使用できなくするものではございません。</p> <p>その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>9</p>	<p>今回の改正案に賛成である。なお、電波法第 102 条の 11 各号に基づく総務大臣の勧告・命令について経済産業大臣の同意を要求している第 5 項は削除すべきである。同条に基づく勧告・命令は電波法と無線技術に関する高度で専門的な知識と判断が必要であり、総務省（総務大臣）がその単独の責任においてなすべきものである。総務大臣がその専門的な知識に基づき是正措置を講ずべきと判断した状況において、それらの知識を有しない経産省（経産大臣）が是正措置を講ずべきではないとして不同意とすることは考えられないし、そのような不同意は適切ではないと考える。菅内閣は、縦割り行政による弊害の排除を政策目標に掲げていることから、電波法第 102 条の 11 第 5 項の削除をその項目に加えて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">個人⑨</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>10</p>	<p>以下、意見をを行う。          &gt;第 51 条の 2          列挙されている以外の無線局も一般に適正な運用の確保が必要となるものであるので、「第二節の二 適正な運用の確保が必要な無線局」という記述は、「第二節の二 特に適正な運用の確保が必要な無線局」（※「特に」の記述を追加）、また、「(適正な運用の確保が必要な無線局)」という記述は、「(特に適正な運用の確保が必要な無線局)」（※同じく、「特に」の記述を追加）とすべきであるとする。</p> <p>非常に言っておきたい事なのであるが、電気通信業務となるものでなかったとしても、電気通信については妨げ・盗聴・改竄があってはならない、適正な運用があるべきものである。(運用側にとってもであるし、攻撃等の対象として妨げ・盗聴・改竄を行おうとする意思を持つ者にとっても、である(たとえ攻撃等の対象としているのであっても、それが問題ある事である、という事が誤り無く確実に認知されているべきである。))</p> <p>どうも改正案の記述では、その部分について、書かない事、及び、単に「適正な運用の確保が必要」となるものについて、特別なものを書いている事により、疎か・蔑ろにしているニュアンスが漂うのであるが、実際、それらについては、真正に「特に適正な運用の確保が必要」となるものであり、そしてまた電気通信業務等に用いるものでなかったとしても(例えば民間における家屋や共同設備におけるもの等)、一般に「適正な運用の確保が必要」となるのは真正な事であるので、法においてはその事について鑑みて、条文の記述に意を用いる(つまり、列挙しているもの以外についても、一般に、適正な運用の確保が必要、という事を暗に意味として含みつつ、記載のあるものについて「特に適正な運用の確保が必要」として法的に特別の重さがあるものとして扱う、という記述を行うようにする、という事である。)ようにされたい。その方が必ず望ましいはずである。</p> <p style="text-align: right;">個人⑩</p>	<p>いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>11</p>	<p>51 条の 2 において列挙されている各号の中に、「運輸及び旅客の事業に係る業務の用に供する無線局」（一般にこれは必要となるものである。民事でも刑事でも「公共の利益」についての話でややこしい事態を招くべきでなく、また普通に特に適正さが守られるべきものとして示すために、記載があるべきである。(公安上重要でもあるはずである。))及び「飛行機及び船の運用に係る通信の用に供する無線局」（一般にこれは必要となるものである。民事でも刑事でも「公共の利益」についての話でややこしい事態を招くべきでなく、また普通に特に適正さが守られるべきものとして示すために、記載があるべきである。(公安上重要でもあるはずである。海洋国家であり周囲を海に囲まれた我が国においてこれを示すのは特段の意義と重みがあると考え。))の様な項目が抜けているようであるが、これら 2 つについて、改正案の 51 条の 2 第 7 号の前に号を加えて記載を追加されたい。</p>	<p>ご指摘の「運輸及び旅客の事業に係る業務の用に供する無線局」及び「飛行機及び船の運用に係る通信の用に供する無線局」の中には、人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局若しくは公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されているものがあると認識しております。当該無線局はそれぞれ改正案第 3 号又は第 7 号に掲げる無線局に包含されています。無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者が電波法第 102 条の 11 第 2 項の勧告に従わなかった旨を公表された後、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合、同条第 4 項に基づき行う命令については、その悪影響を与えるおそれがあると認められる無線局として、社会におけるその影響の大きさや重要性を勘案して規定することが適</p>	<p>無</p>

	<p style="text-align: right;">個人⑪</p>	<p>切であり、原案のままとさせていただきます。</p>	
<p>12</p>	<p>改定案に賛成です          現下の状況では、ネット通販等で明らかに違法だと思われるトランシーバが売買されており、ひいては違法無線局の増加に寄与している点が問題となっております          その悪循環を断ち切る為の改定と当方では認識しており、反対する理由は何らございません          また、通販だけでなく、ネットオークション等でも同様の事象が起こっており、業者だけでなく、悪質な出品者も処罰する必要があるのではないのでしょうか          同様に、無線機を販売する店舗に於いても、購入せんとする無線機に対応するライセンスを提示しないと入手出来ない、等の対策を行うべきである、と考えています          上記2点について、再考を求めたいと思います</p> <p style="text-align: right;">個人⑫</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。          その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>